

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
 - ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…
 - 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(同)…
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
 - 知事指定薬物の指定……………
 - ……………(保健医療局健康安全全部業務課)…
 - 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…
 - 令和六年度種苗生産事業者講習会の開催……………
 - ……………(産業労働局農林水産部森林課)…
- ### 公告
- 東京都水道局小平サービスステーションの廃止……………(水道局)…
 - 東京都水道局府中サービスステーションの所管区域の変更……………(同)…
 - 東京都水道局東久留米サービスステーションの所管区域の変更……………(同)…

告示

●東京都告示第三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年一月二十四日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業中野第二・二種類及び名称
・三十八号上高田五丁目公園
- 三 事業施行期間 令和七年一月二十四日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地 中野区上高田五丁目地内

使用の部分
なし

●東京都告示第三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第百三十六号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年一月二十四日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業北第十七号名主の滝公園
 - 三 事業施行期間 令和二年二月七日から令和十年三月三十一日まで
 - 四 事業地 北區
- 使用の部分
なし

変更なし
使用の部分
変更なし

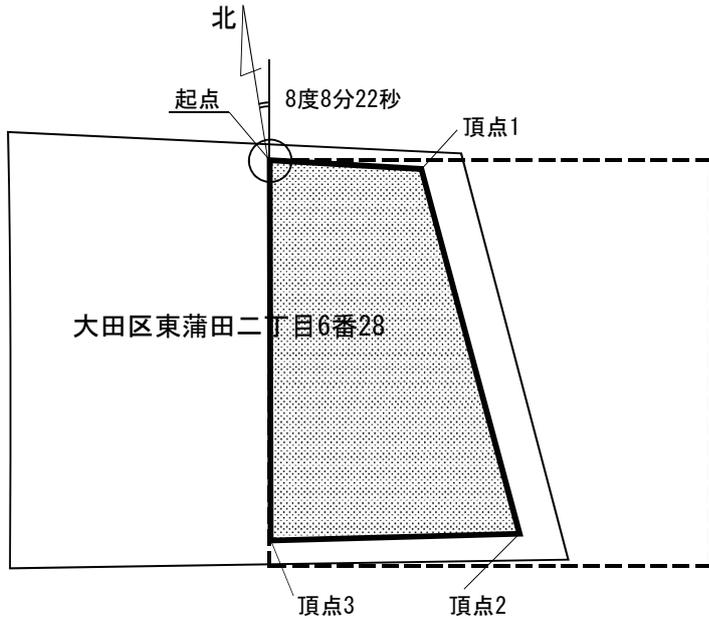
●東京都告示第三十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月二十四日

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区東蒲田二丁目地内)
 - 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 使用の部分
なし

別図



※起点及び頂点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、座標 (X=-48502.665 Y=-9623.914) とする。

【格子の回転角度(8度8分22秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標データ】

頂点	X座標	Y座標
1	-48504.997	-9614.787
2	-48514.460	-9613.983
3	-48513.663	-9619.553

●東京都告示第三十九号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和七年一月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和七年一月二十五日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	2-（エチルアミノ）-2-（2-フルオロフェニル）シクロヘキサン-1-オン及びその塩類	2F-NENDCK、 2F-2OXO-PCE、 2-FXE、 2-fluorodeschloro-N-ethylketamine
(2)	2-〔（4-メトキシフェニル）メチル〕-5-ニトロ-1-〔2-（ピロリジン-1-イル）エチル〕-1H-ベンゾ〔d〕イミダゾール及びその塩類	Metonitazepyne、 N-Pyrrolidino Metonitazene
(3)	（8R）-6-アリル-1-（シクロプロパンカルボニル）-N、N-ジエチル-9、10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類	1cP-AL-LAD
(4)	（8R）-1-（シクロプロパンカルボニル）-N-メチル-N-（プロパン-2-イル）-6-メチル-9、10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類	1cP-MiPLA、 1cP-MIPLA

●東京都告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年一月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

大島循環

二 変更の区間

大島町泉津字福重六百五十七番七十五地内から同所七百一番二地内まで

三 変更の概要

別図表示のとおり

●東京都告示第四十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、令和六年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和七年一月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 講習会開催の日時及び場所

開催期日	開始時間	開催場所
令和七年二月二十七日（木曜日）	午前九時	立川市富士見町三丁目八番
		公益財団法人 東京都農林水産振興財団立川庁舎

二 講習の科目及び時間

- (一) 種苗に関する法令 二時間
- (二) 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- (三) 種苗の生産技術に関する事項 二時間

三 受講対象者

原則として、配布の目的をもって、林業用に供される樹木（すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ及びとどまつの七樹種）の種子、穂木、茎、根又は苗木（幼苗を含む。）を採取し、又は育成する事業を行うおととする者又は当該事業に従事しようとする者で次のいずれかに該当する者とする。

- (一) 東京都内在住の者
- (二) 林業用種苗生産事業を行う都内に所在のある法人に勤務する者

四 受講申込手続

受講希望者は、令和七年一月二十七日（月曜日）から同年二月七日（金曜日）までに受講申込書に所定事項を記入し、東京都産業労働局農林水産部森林課若しくは東京都森林事務所森林産業課に提出し、又はLoGoフォームの申込みフォームに所定事項を入力して申し込むこと。

五 講習手数料 一万四千元

六 その他

(一) 詳細については、東京都産業労働局農林水産部森林課森林産業担当（〇三ー五〇〇〇ー七二〇一）へ問い合わせること。

(二) この講習会を受け所定の課程を修了した者に対しては、講習修了証明書を交付する。
なお、この講習修了証明書がないと生産事業者の登録が受けられない。

公 告

東京都水道局小平サービスステーションの廃止について

東京都水道局小平サービスステーションの廃止について、次のとおり公告する。

令和七年一月二十四日

東京都水道局長 西山智之

一 名称

東京都水道局小平サービスステーション

二 所在地

小平市花小金井一丁目六番二十号

三 所管区域

小金井市及び小平市の区域

四 業務内容

- (一) 水道使用に係る申込みの受付に関すること。
- (二) 水道料金、下水道料金、手数料、工費等の徴収及び収納に関すること。
- (三) 給水装置の新設、改造、撤去工事等の申込受付、設計審査、工事検査等に関すること。

五 廃止年月日

令和七年二月二十五日

東京都水道局府中サービスステーションの所管区域の変更について

東京都水道局府中サービスステーションの所管区域の変更について、次のとおり公告する。

令和七年一月二十四日

東京都水道局長 西山智之

一 所管区域を変更するサービスステーションの名称

東京都水道局府中サービスステーション

二 所在地

府中市寿町三丁目四番地の六

三 変更する所管区域

変更前 府中市の区域

変更後 府中市及び小金井市の区域

変更年月日

令和七年二月二十五日

東京都水道局東久留米サービスステーション

四 変更年月日

令和七年二月二十五日

の所管区域の変更について

東京都水道局東久留米サービスステーションの所管区域の変更について、次のとおり公告する。

令和七年一月二十四日

東京都水道局長 西 山 智 之

一 所管区域を変更するサービスステーションの名称

東京都水道局東久留米サービスステーション

二 所在地

東久留米市滝山六丁目一番一号

三 変更する所管区域

変更前 清瀬市、東久留米市及び西東京市の区域

変更後 小平市、清瀬市、東久留米市及び西東京市の区域

四 変更年月日

令和七年二月二十五日

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051